

**お願い 空き地などの草刈りは計画的に**  
環境経済課

空き地などに雑草が生い茂っていると、

- ① 人目につきにくいので、ポイ捨てや不法投棄の場所になる
- ② 夏場に害虫が発生しやすくなる
- ③ 空気が乾燥する季節には火災発生の恐れがある
- ④ 道路に雑草がはみ出ると、車や通行人の邪魔になり交通事故を引き起こす

など、周辺住民の迷惑となります。

土地の所有者は、定期的に雑草の状態を確認し、年間を通じて計画的に刈り取りをするようにしましょう。

また、庭の植木も、隣家や道路にはみ出ると迷惑になります。枝を切るなどして、住み良い環境作りに心がけましょう。

**【問合先】**環境経済課

**お願い 飼い主のいない猫へのエサやりはやめましょう**  
環境経済課

飼う意思がない野良猫にエサを与えていると、周囲に猫が集まり、排せつ物や鳴き声でご近所に迷惑がかかります。また、花壇や畑を荒らしたり、車を傷つけたりといったトラブルの原因にもなります。

無責任なエサやりは、野良猫にとっても、地域住民の方にとっても幸せな環境とはいえません。飼う意思のない猫へのエサやりはやめましょう。

**お願い 野外焼却(野焼き)はやめましょう**  
環境経済課

廃棄物を、基準に適合した焼却炉などを用いず、野外で焼却(野焼き)することは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則禁止されています。

また、野焼きには常に火災の危険が伴うことを忘れないでください。安易な野焼きはやめて、ごみは分別して決められた収集日に出しましょう。

**【問合先】**環境経済課

**お願い 下水道を利用されている皆さんへ**  
**油を下水道に流さないで**  
水道課

町で定期的に行っている下水道の水質検査で、油を流した事が原因と思われる値が確認されました。油を下水道に流すと下水道管のつまりや悪臭の原因になります。また、揮発性の高いものを流すと火災や爆発の危険性もあります。

下水道は私たちの日常生活を守る大切な働きをしています。使用方法を守って正しくお使いください。

**【下水道使用上の注意】**



野菜くずやご飯の残り、天ぷら油などを流さないようにしましょう。

排水パイプや汚水ますが詰まったり、悪臭のもとになります。

食用油は固めるか、紙・布などにしみこませてごみに出してください。



廃油・土砂・ごみなどは、公共汚水ます、マンホールに流さないでください。ガソリン・石油などの揮発性の高い危険物は、爆発の原因にもなります。



とけない紙を使用すると管が詰まる原因ともなります。

トイレトーパー以外の紙、異物を流さないでください。

社会医療法人 蘇西厚生会



**松波 総合病院**

**まつなみ健康増進クリニック**

岐阜県羽島郡笠松町田代185番地の1

☎(058)388-0111(代)

**岐阜みなみ法律事務所**

相続・遺言・離婚・借金・交通事故  
などお気軽に何でもご相談下さい。

岐阜みなみ法律事務所 検索

弁護士 鈴木亨(岐阜県弁護士会所属)

岐南町八剣北4-111 奥田ビル3階 TEL(058)214-2468  
(相談料:30分3,000円)(岐阜信用金庫岐南支店のビルの中です)